



鳥取県公報

平成 20 年 8 月 5 日 (火)
第 8 0 1 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (554) (福祉保健課) 2
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (555) (〃) 2
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (556) (東部総合事務所県民局) 3
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (557) (八頭総合事務所県民局) 4
	指定居宅介護支援事業者の廃止 (558) (中部総合事務所福祉保健局) 4
◇ 選管告示	個人演説会を開催することができる施設の指定 (42) 4
	個人演説会を開催することができる施設の指定の解除 (43) 6
◇ 公 告	クリーニング師試験の実施 (くらしの安心推進課) 6

告 示

鳥取県告示第 554 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 8 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 介護老人保健施設

名 称	所 在 地	指定年月日
鳥取県済生会介護療養型老人保健施設 サテライトはまかぜ	境港市米川町 44	平成 20 年 7 月 1 日

2 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
社会福祉法人 中部福祉会	東伯郡北栄町 東園311-1	北栄デイサービス センターあずま園	東伯郡北栄町 東園329	通所介護	平成 20 年 7 月 17 日

3 居宅介護支援事業所

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 中部福祉会	東伯郡北栄町東 園311-1	北栄居宅介護支援セン ターあずま園	東伯郡北栄町東園 329	平成 20 年 5 月 23 日

4 特定福祉用具販売事業者

名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業所の名称	特定福祉用具販売事業所の所在地	指定年月日
有限会社室山 商店	倉吉市住吉町 65	有限会社室山商店介護 事業所らるご	倉吉市住吉町 72-2	平成 20 年 7 月 17 日

5 特定介護予防福祉用具販売事業者

名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業所の名称	特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地	指定年月日
有限会社室山 商店	倉吉市住吉町 65	有限会社室山商店介護 事業所らるご	倉吉市住吉町 72-2	平成 20 年 7 月 17 日

鳥取県告示第 555 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定に基づき、指定介護機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 8 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
特定非営利活動法人はあと&はんど	鳥取市河原町渡一木 287-31	特定非営利活動法人はあと&はんど	鳥取市河原町渡一木 287-31	平成 18 年 8 月 1 日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
特定非営利活動法人はあと&はんど	鳥取市河原町渡一木 287-31	特定非営利活動法人はあと&はんど	鳥取市河原町渡一木 287-31	平成 18 年 8 月 1 日

3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
特定非営利活動法人はあと&はんど	鳥取市河原町渡一木 287-31	特定非営利活動法人はあと&はんど	鳥取市河原町渡一木 287-31	平成 18 年 8 月 1 日

鳥取県告示第 556 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成 20 年 9 月 25 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 8 月 5 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

1 申請のあった年月日

平成 20 年 7 月 25 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人とっとり希望化計画 2 1

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

山岡 憲樹

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市湖山町西二丁目 540

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、鳥取県の秘めた人的、物質的力を発掘し、それを最大限に生かすための智恵を出し合うことによって、鳥取県を広く国内外にアピールし、また、市民参加型まちづくりに関する様々な事業及び非営利活動

団体に対する支援をおこない、創造と活力にあふれた地域づくりの推進をすることによって、鳥取県を活性化し県民に寄与することを目的とする。

- 6 定款の変更事項
会員の種別の変更

鳥取県告示第 557 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 20 年 9 月 28 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 8 月 5 日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

- 1 申請のあった年月日
平成 20 年 7 月 28 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 八東川清流クラブ
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
中村 顕
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
八頭郡八頭町用呂 1269
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、八東川流域を中心とする地域において、人の生命にとって最も大切なきれいで安全な水の確保とそこに生息する魚・水生生物などが豊かな繁殖ができる環境整備及び人の心に潤いをもたらす河川の景観や憩いの場の創出等に寄与する事業を幅広い住民参画を通して実施する。これにより八東川流域の自然保護、地域住民の健康の維持・増進及び心の安らぎ・豊かさの増進に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第 558 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 8 月 5 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行っていた事業所の名称	居宅介護支援事業を行っていた事業所の所在地	廃止年月日
有限会社ウエルアップ 代表取締役 助谷憲隆	東伯郡琴浦町大字 下伊勢600-1	有限会社ウエルアップ	東伯郡琴浦町大字 下伊勢600-1	平成20年7月 29日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第42号

鳥取市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 3 項の規定により次のとおり同条第 1 項第 3 号の個人演説会等を開催することができる施設の指定をした旨の報告があったので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 20 年 8 月 5 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

施設の名称	所在地
鳥取市用瀬町鳥居野集会所大会議室	鳥取市用瀬町川中 630
鳥取市佐治町大水集会所集会室	鳥取市佐治町加茂 579-1、578
鳥取市国府町三代寺宮の杜集会所大会議室	鳥取市国府町三代寺 746-31
鳥取市用瀬町屋住多目的集会所会議室	鳥取市用瀬町屋住 874
鳥取市用瀬町別府多目的集会所会議室	鳥取市用瀬町別府 186-2
鳥取市 B & G 海洋センター体育館	鳥取市三津 1072
鳥取市 B & G 海洋センターミーティングルーム	〃
鳥取市佐治町 B & G 海洋センター体育館	鳥取市佐治町加茂 1267
鳥取市気高町農業者トレーニングセンター多目的ホール	鳥取市気高町浜村 233-2
鳥取市気高町農業者トレーニングセンター研修室	〃
鳥取市青谷町中郷体育館	鳥取市青谷町亀尻 257-2
鳥取市青谷町勝部体育館	鳥取市青谷町紙屋 110
鳥取市青谷町日置体育館	鳥取市青谷町山根 218
鳥取市青谷町農林漁業者トレーニングセンターアリーナ	鳥取市青谷町露谷 50
鳥取市青谷町農林漁業者トレーニングセンタートレーニング室	〃
鳥取市勤労青少年ホーム体育館	鳥取市吉成三丁目 1-3
鳥取市勤労青少年ホーム集会室（大）	〃
鳥取市勤労青少年ホーム集会室（小）	〃
鳥取市勤労青少年ホーム和室	〃
鳥取市佐治町地域活性化センター多目的ホール	鳥取市佐治町古市 162-2
鳥取市佐治町西佐治会館大会議室	鳥取市佐治町加茂 1547
鳥取市教育センター体育館	鳥取市寺町 150

鳥取市佐治町山王ふれあい会館デイサービスルーム	鳥取市佐治町尾際 677
-------------------------	--------------

鳥取県選挙管理委員会告示第43号

鳥取市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 1 項第 3 号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成 20 年 8 月 5 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

指定を解除した施設の名称	所在地
鳥取市青谷町就業改善センター	鳥取市青谷町青谷 4082-1
鳥取市福部町福田地区コミュニティセンター	鳥取市福部町中 360
鳥取市河原町片山集会所	鳥取市河原町片山 1033-1
鳥取市鹿野町越水集会所	鳥取市鹿野町今市 634
鳥取市鹿野町中園西集会所	鳥取市鹿野町中園 123-4
鳥取市鹿野町桜馬場集会所	鳥取市鹿野町今市 71-4

公 告

クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成 20 年 8 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時

区 分	日	時
学 科 試 験	平成 20 年 10 月 1 日（水）	午前 10 時から午前 11 時 30 分まで
実 地 試 験	平成 20 年 10 月 1 日（水）	午前 11 時 30 分から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁講堂

3 試験の方法

- (1) 試験は、学科試験及び実地試験とする。
- (2) 学科試験は、次に掲げる事項について行う。
 - ア 衛生法規に関する知識
 - イ 公衆衛生に関する知識
 - ウ 洗濯物の処理に関する知識
- (3) 実地試験は、次に掲げる事項について行う。
 - ア 洗濯物の処理に関する知識（薬品の鑑別及び洗濯物の仕分け）

イ 洗濯物の処理に関する技能（しみ抜き及びアイロン仕上げ）

(4) 試験には、次のものを持参しなければならない。

ア 学科試験 受験通知書及び筆記用具

イ 実地試験 アイロン仕上げのできる長そでのワイシャツ（綿の混入率が 35 パーセント以上で白色のものに限る。）

4 受験資格

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 57 条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和 30 年法律第 154 号）附則第 5 項の規定により同条に規定する者とみなされるものを含む。）であること。

5 受験手続

(1) 提出書類

所定の受験願書 1 部に、次に掲げる書類を添付すること。

ア 履歴書（日本工業規格によるもの）

イ 受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真（出願前 6 月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦 9 センチメートル横 5 センチメートルのものとし、裏面に氏名及び生年月日を記載すること。）

(2) 受付期間

平成 20 年 8 月 18 日（月）から同年 9 月 5 日（金）まで（日曜日及び土曜日を除くものとし、郵便等により提出する場合は、同年 9 月 5 日（金）までの消印（これに相当するものを含む。）のあるものに限り受け付ける。）

(3) 提出先等

鳥取県生活環境部くらしの安心推進課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220）又は県内各総合事務所に持参又は郵便等により提出すること。なお、郵便等により提出する場合は書留郵便又は信書便（書留郵便に準ずるものに限る。）によること。

6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は 7,000 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既納の手数料は、還付しない。

7 合格者の発表

(1) 発表日 平成 20 年 10 月 10 日（金）

(2) 発表方法 受験者全員に試験結果通知書を送付する。

8 その他

(1) 出願者には、試験前日までに受験通知書を送付する。

(2) 受験者は試験当日午前 9 時 50 分までに試験会場に集合すること。

(3) 試験開始後 30 分までは遅刻者の受験を認め、退室は不可とする。

(4) 提出された書類に虚偽の内容が記載されていたり、証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

(5) 試験の詳細については、鳥取県生活環境部くらしの安心推進課（電話 0857-26-7247）又は県内各総合事務所に照会すること。

(6) 郵便等によって照会する場合は、80 円切手をはった返信用封筒を同封すること。

(7) この試験の得点については、口頭により開示を請求することができる。

この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日以降 1 月が経過する日までの間に、鳥取県生活環境部くらしの安心推進課に受験票を持参の上、その旨を申し出ること。